

市民後見推進事業の概要

市区町名	福 島 市
------	-------

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施																																			
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名： 特定非営利活動法人 市民後見サポートの会</p> <p>委託内容：「福島市市民後見人養成研修（実践研修およびフォローアップ研修）運營業務委</p>																																			
事業内容	<p>■平成25年度の市民後見人養成研修の基礎研修修了者に対し実践研修を、実践研修の修了者に対しフォローアップ研修を委託で実施。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施内容</th> <th style="width: 10%;">方法</th> <th style="width: 15%;">対象</th> <th style="width: 10%;">H23</th> <th style="width: 10%;">H24</th> <th style="width: 10%;">H25</th> <th style="width: 10%;">H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基礎研修</td> <td>委託</td> <td>市民</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">終了</td> </tr> <tr> <td>2. 実践研修（1コース）</td> <td>委託</td> <td>基礎研修修了者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>3. フォローアップ研修（1コース）</td> <td>委託</td> <td>実践研修修了者</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td>4. 支援体制検討会（3回）</td> <td>市</td> <td>関係団体・機関等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■実践研修 ○実施時期：平成26年11月19日～12月17日 ○対象者：市民後見人養成研修（基礎研修）修了者（13名） ○修了者数：13名 ○回数・単位：12回・29単位 ○講師：社会福祉士、精神保健福祉士、弁護士、司法書士等 ○主な内容：専門職の講師からの講義・グループワークのほか、地域包括支援センターでの実習を行った。</p> <p>■フォローアップ研修 ○実施時期：平成27年1月13日～2月10日 ○修了者数：17名（修了証は、実践研修修了者に対してのみ交付） ○回数・単位：11回・29単位 ○講師：社会福祉士、笛吹市社会福祉協議会職員、司法書士、福島家庭裁判所書記官等 ○主な内容：専門職の講師からの講義・グループワークのほか、地域包括支援センターでの実習を行った。 また、福島家庭裁判所を会場に、家庭裁判所書記官から講義後、具体的な質疑応答を行いながらの施設見学等を行った。</p>	実施内容	方法	対象	H23	H24	H25	H26	1. 基礎研修	委託	市民	→	→	→	終了	2. 実践研修（1コース）	委託	基礎研修修了者		→	→	→	3. フォローアップ研修（1コース）	委託	実践研修修了者			→	→	4. 支援体制検討会（3回）	市	関係団体・機関等		→	→	→
実施内容	方法	対象	H23	H24	H25	H26																														
1. 基礎研修	委託	市民	→	→	→	終了																														
2. 実践研修（1コース）	委託	基礎研修修了者		→	→	→																														
3. フォローアップ研修（1コース）	委託	実践研修修了者			→	→																														
4. 支援体制検討会（3回）	市	関係団体・機関等		→	→	→																														
事業スケジュール （予定を含む）	<p>■実践研修 H26. 11 月： 実践研修の運營業務委託契約 11.19～12.17 : 実践研修の実施</p> <p>■フォローアップ研修 H26. 12 月： フォローアップ研修の運營業務委託契約 H27. 1. 13～2. 10 : フォローアップ研修の実施</p>																																			
備 考																																				

市民後見推進事業の概要

市区町名	福島市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし
事業内容	<p>■「福島市市民後見人支援体制検討委員会」の開催（平成24年度より開催）</p> <p>1. 目的： 市民後見人の活動の支援体制のあり方等について検討する</p> <p>2. 委員の構成メンバー 医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、市社協職員、県北保健所職員、大学教授 以上7名</p> <p>3. これまでの開催経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成24年度： 1回開催 ～趣旨説明及び論点整理～ ●平成25年度： 3回開催 ～本市における市民後見人の支援体制のあり方等について ●平成26年度： 1回開催 (1) 第1回検討委員会 ○開催日：平成26年12月18日（木） 午後7時00分～8時30分 ○会場：福島市保健福祉センター ○参加者：6名（医師、司法書士、社会福祉士、市社会福祉協議会職員、 県北保健福祉事務所職員、大学教授） ○協議内容：市民後見人支援体制のあり方のまとめ ※最終的に提出された意見をとりまとめ、「福島市における市民後見人の養成と活動支援等にかかる指針（案）」を作成。 ■平成27年2月20日（金）に福島家庭裁判所に「福島市における市民後見人の養成と活動支援等にかかる指針（案）」を提示し、協議。
事業スケジュール（予定を含む）	
備考	※平成27年度に市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように「福島市権利擁護センター〔後見実施機関（成年後見センター）〕」の設立準備を進める

平成26年度 福島市市民後見人研修[実践研修]

日程	回数	時間	単位	内 容	担当講師
11月19日 (水)	開講式	13:00～ 14:00	1	・受付/オリエンテーション ・体験学習の提示 「体験学習の留意点」	事務局 市長寿福祉課様
	第1講	14:00～ 16:00	2	「対象者の特性の理解と接し方」 ～認知症・障がい者等援助の基礎理解～	社会福祉士 鹿島 丈夫 氏
(個別日程)	体験 学習	9:30～ 16:30	6	地域包括支援センターにて実習 *市内19センターでの体験学習 *実習日程と場所は、個別に決定	地域包括支援センター センター長・管理者様
	第9講	10:00～ 12:00	2	「討議から後見人としての対応を学ぶ」 グループワーク① 発表と解説	社会福祉士 齋藤 謙 氏
	休 憩				
12月3日 (水)	第3講	13:00～ 16:00	3	「申立手続き・財産目録の作成」 成年後見の実務①	司法書士 芳 賀 裕 氏
	第4講	10:00～ 12:00	2	「家庭裁判所との関わり」 ～申立、選任から終了報告まで～	弁護士 紺野 明弘 氏
	休 憩				
12月10日 (水)	第5講	13:00～ 16:00	3	「事例検討を通じ、権利擁護を学ぶ」 グループワーク② 発表と解説	精神保健福祉士 菅野 正彦 氏
	第6講	10:00～ 12:00	2	「後見計画・収支予定・報告書の作成」 成年後見の実務②	司法書士 芳 賀 裕 氏
	休 憩				
12月15日 (月)	第7講	13:00～ 16:00	3	「事務終了時の手続き・死後事務」 成年後見の事務③	司法書士 芳 賀 裕 氏
	第8講	10:00～ 12:00	2	障がい者等への取り組み状況	社会福祉士 中 渡 邊 中 氏
	休 憩				
12月17日 (水)	第9講	13:00～ 15:00	2	【福島市】 地域包括ケアシステムの取り組み状況	市長寿福祉課様
	第10講	15:00～ 16:00	1	・レポートの提出 ～志望動機・体験学習・市民後見人像～ ・アンケートの記入 ・修了証授与 【市長寿福祉課様より】	事務局

* 研修(講義)会場⇒福島市中央学習センター

平成26年度 福島市市民後見人養成研修「フクロアツク」講座

日程	回	時間	単位	内 容	担当講師	
1月13日 (火)	開講式	9:45 ～ 10:00	0.25	<ul style="list-style-type: none"> ・開講挨拶 ・オリエンテーション 	市長寿福祉課 事務局	
	第1講	10:00 ～ 12:00	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「傾聴の手法」 対人援助技術を学ぶ 	社会福祉士 松崎 暁世 氏	
	休 息					
	第2講	13:00 ～ 16:00	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民後見人の活用と運営」 先進地域に学ぶ 専門職・行政・家裁との連携の実際 	社会福祉法人 富吹市社会 福祉協議会後見センター 萩原 学 氏	
	体験学習	9:00 ～ 16:00	6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 研修 	地域包括支援 センター	
	体験学習	9:00 ～ 16:00	6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 研修 	地域包括支援 センター	
2月3日 (火)	第3講	10:00 ～ 12:00	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「後見人に係る法律知識」① 家裁の申立て申請手続き(グループワーク) 	司法書士 芳賀 裕 氏	
	休 息					
	第4講	13:00 ～ 16:00	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「後見人に係る法律知識」② 	司法書士 芳賀 裕 氏	
	第5講	9:00 ～ 9:50	1	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD『市民後見人物語』 	事務局	
	第6講	10:00 ～ 12:00	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭裁判所との連携」 	福島家庭裁判所	
	休 息					
2月10日 (火)	第7講	13:00 ～ 16:00	3	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の実態と 地域包括ケアシステム 	市長寿福祉課	
	閉講式	16:00 ～ 16:45	0.75	<ul style="list-style-type: none"> ・修了書授与 ・レポート提出(テーマ:「研修報告」)、他 	市長寿福祉課 事務局	

『平成25年度 福島市市民後見人支援体制検討委員会』における意見概要書

1. 定義等

(1) 市民後見人の定義

- ①社会貢献を目的として被後見人等の権利擁護活動を行う一般市民。ただし、親族後見人及び専門職を除く。
- ②市民後見人候補者名簿に記載されている方。
- ③家庭裁判所から選任されている方。
- ④個人で選任されている方。法人の事務担当者ではない方。
- ⑤福島市または福島市から後見人支援事業の委託を受けた法人の支援を受けている方。(必ず支援を受けている人・支援の下にある方。)

(2) 市民後見人養成研修受講者の要件

- 福島市に在住か又は在勤の方。(日中、福島市内にいる方。)
- オリエンテーションに必ず参加し、主旨を理解していただいた方。原則として、研修のすべてを受けられる方。
- 制度や高齢者・障がい者に対する福祉に理解・熱意のある方。
- 一定収入があるということは、受講の段階では要件としない。

(3) 市民後見人の被後見人の要件

- 市長申立にかかる方に限定しない。
- 財産管理に紛争性がなく、福祉・医療面で複雑な状態、虐待事例・権利侵害など緊迫した状況にないケースを対象とする。
- 資産売却等を伴う困難ケースは除く。
- 基本的には複雑な課題のないケースとする。

(4) 市民後見人の倫理・活動規範

- 「市民後見人の倫理・活動規範」を作る。
- 【課題】
- 「市民後見人の倫理・活動規範」の中身は、今後、検討。平成26年度、議論。

2. 市民後見人養成研修会の運営体制等

(1) 市民後見養成研修の実施機関選定(委託費用等)

- 養成研修の実施機関：市社協(人件費を加え、委託)
※養成研修と支援体制の確立を市社協に委託し、一体的に整合性のある養成に努める。
- 市社協が、「権利擁護センター事業」を受託。その中で一部の事業をNPOに実施を依頼することも可能。

【課題】

- 「行政による社協への丸投げ」が全国自治体での例が多いので、丸投げは決して行わないこと。受託先である社協が財政負担をして行かないようにすることは、非常に重要。
- 市は「市社協が実施できる、予算的付け」を努力する。

(2) オリエンテーションの実施(制度広報・基礎研修受講生募集)

- 成年後見制度と地域福祉の大切さを市民に広く知ってもらう。
- 受講希望者に研修受講者がすべて名簿登載者となれるのではなく、名簿登載者が後見人として選任される保証はないことを理解してもらう。
- オリエンテーションは実施。参加者への主旨の徹底は、市が責任を持つて行う。

【課題】

- オリエンテーションは、市が前面に立って、市と市社協が連携して行う形で広報活動をしていく。

(3) 実務研修受講生の選考会議の実施

- 事業の実施：1年目が基礎研修、2年目にその卒業生が実務研修を受講。
※厚労省のカリキュラムは50時間位。25時間位ずつ2年に分けて実施。
- 連続して養成せず、モデル事業期間に育成した方を対象にフォローアップ研修を行い、モチベーションを維持し、候補者として育成。
- 基礎研修終了時に、簡単な作文(感想文・今後の意気込みなど)提出要。あまり酷くなければ修了証を交付し、翌年の実務研修の受講を案内。
⇒実務研修を受講するか、しないかは、修了者の判断。

【課題】

- 基礎研修終了時に、作文等で受講者の市民後見人就任への意欲と知識の習得レベルをチェック。
- 選考委員には実施機関担当のほか、市担当者や講師も含めて検討。

(4) 養成研修(基礎・実務)内容[カリキュラム、講師、使用テキスト<費用負担>]

- 基礎・実務研修の内容
 - ①後見実務の経験から策定されたリーガルサポートのカリキュラムを基に、法律・福祉・医療等の専門職と具体的時間割・担当講師等を協議して行う。
 - ②講師は実施機関担当者、市担当のほか、福島大学や専門職に委嘱する。
 - ③使用テキストはできれば実施予算により受講者・講師分を購入。これは市が予算措置をする。
- テキストは、そろえる。既に出来ているテキストを、基礎と実務と分けて使用。

【課題】

- テキスト代は、一部補助も検討。あくまで、自己負担は必要。自分でお金を出してやるんだという意欲を持ってもらった方が良い。若干でも自分が負担した方が後に続く。全く負担がないと途中で投げ出す。

(5) 実務研修修了者の市民後見人候補者名簿への登録判定会議の実施

- 実務研修終了後 ⇒ 名簿登載(少しハードルの高いものとする。)
- 基礎研修(1年目)は厳しくしない。実務研修(2年目)終了時、面接等を実施。研修修了者本人の様々な情報を聴取・確認を行う。

【課題】

- 判定会議の選考委員メンバーは、厳選。市が名簿登載者の中から家庭裁判所へ推薦する。落度があれば市の責任になる。
- 実務研修のカリキュラムの中に、ワークショップ・ケーススタディを織り交ぜ、グループワークでの発言をチェック・観察。それにより適正を確認しておく必要がある。

3. 市民後見人の支援体制確立等

(1) 市民後見人支援事業の実施機関選定（委託費等）

- 市民後見人支援事業の実施機関：市社協（養成研修と同じ）。
※NPOに依頼するというのは有り得ない。

【課題】

- トータルとして、市社協委託。
養成研修と支援監督体制、2つを整える。

(4) 市民後見人受任者への専門職による相談支援（指導監督）

- 権利擁護センターを立ち上げ、専門職の支援体制を構築。
- 市社協の事務員のほかに、専門職にいつでも聞け、回答を引き出せる支援体制を構築。

【課題】

- 宮城県「エール」を将来的に参考とする。
- 青森市の事例を参考とし、メーリングリストで相談対応も検討。
※機動的なやり方・工夫が必要。

(7) 市民後見人受任者の懇談会

- 「(6)の市民後見人受任者研修会」と関連させた形で必要。
ピアカウンセリングということで大切。研修と懇談会、事例研究会的なものを一緒にすることもある。市民後見人になった人達の研修・懇談は必要。

(2) 市民後見人候補者名簿を市から家庭裁判所へ提出

- 市が提出。市が責任を持って名簿を管理。

(5) 市民後見人受任者の損害保険への加入（費用負担）

- 当然加入すべき。
- ボランティア保険では賄えない。損保ジャパン等に保険商品あり。

【課題】

- 保険料は、団体加入になるので金額によって市委託料で賄えない場合、名簿登載者の個人負担も検討。

(8) 市民後見人候補者名簿の管理

- 名簿を福島市が家裁に提出することになれば、福島市が行政として管理しておく。変更があれば反映させる。

(3) 受任調整会議の実施（福島市から家庭裁判所への推薦）

- 「実務研修受講生の選考会議」と「実務研修修了者の市民後見人候補者名簿への登録判定会議」のメンバーと変える必要はない。この会議のメンバーが登載者・候補者の情報をよく理解している。受任調整もこのメンバーで実施することが適正な推薦につながる。

【課題】

- 短期間で家庭裁判所に市民後見人候補者を推薦することが想定される。実務上、メンバーがすぐ参集できるか問題は残る。事後承認とかいろいろな形など、運営体制の工夫が必要。

(6) 市民後見人受任者の研修会

- 市民後見人受任者の研修会の実施は必要。
- 後見人になって初めて様々な問題に直面する。問題解決のための研修は必要。

【課題】

- 法制度・福祉の仕組みは、頻繁に変わる。定期的な知識の更新、ケーススタディ・情報交換は必要。

(9) 市民後見人候補者名簿登録者の研修会

(10) 市民後見人候補者名簿登録者の懇談会

※(6)(7)と類似。

- まだ選ばれていない候補者名簿登録者の研修会、その人達の懇談会も一緒にやっていく。

【課題】

- モチベーションが下がる可能性があるため、それを維持させる。いろんな新しい情報を入れておかないと対応が難しい。年に数回やっていく。

4. 家庭裁判所との連携

(1) 「市民後見人養成研修」について講師派遣等の協力要請

- 講師派遣などの協力は、今まで同様、当然願います。

【課題】

- 前頁の2(4)へ。福大の権利擁護システム研究所との連携・協力依頼。

(1)(2) 「市民後見人支援体制」についての協議会の開催

- 年1回開催している協議会とは別に、指導監督を福島市が、きちんとやっているということをつかっていたという意味でも連絡協議が必要。
- 平成26年度は、家裁との協議会を持ち、実際の選任に繋げる。そのためにも協議会は必要。講師派遣などの協力は、今まで同様、当然願います。

【課題】

- 県社協と家裁との話し合いに、福島市も一緒に参加させてもらう。三者の調整を十分に行い、機能する体制を構築する。早めの調整が不可欠。
- モチベーションが下がる可能性があり、維持させることが必要。新しい情報を交換して対応するためにも、年に数回協議会を開催する。

5. 市民後見人の報酬

(1) 公費による養成 (2) 市民後見人間の公平性 (3) 報酬を支払えない、資産の少ない制度利用者 (4) 市民後見人のモチベーション 等のバランスを考慮

- 報酬：無報酬とすべき。
- 実費：市民後見人の負担にすべきではない。
- 権利擁護センターという形で、センター中に市民後見のセンター部門と日常生活自立支援の部門を組織化。市社協に委託。

【課題】

- 実費も出ない被後見人の場合の実費負担をどうするか。⇒実費については、今後の検討課題。
- 検討委員会の検討内容は、市社協とこれから話を詰め、27年度4月からの3ヶ年計画検討する高齢者福祉計画と介護保険計画の中に権利擁護ということで重大項目ということで明記し、予算措置も行う。
- 具体的には市社協・県社協・福島家庭裁判所と協議し、具現化する。